

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第2号

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年四日市市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表（第1条、第2条関係）					
区分		報酬の額		費用弁償の額	
(略)					
認定こども園	(略)				
	嘱託歯科医師	(略)			
	嘱託薬剤師	年額	60,000円	同	
(略)					
学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による	(略)				
	学校薬剤師	小学校及び中学校	年額	154,200円	同
		幼稚園	同	60,000円	同
(略)					
備考 (略)					

改正前				
別表（第1条、第2条関係）				
区分		報酬の額		費用弁償の額
(略)				
認定こども園	(略)			
	嘱託歯科医師	(略)		

(略)				
学校保健安全 法（昭和33 年法律第56 号）による	(略)			
	学校薬 剤師	基本額	年額 154,200円	同
		兼務手当	年額 2校（園）以上を兼 務している場合は、1校（ 園）を加えるごとに60, 000円を加算する。	
(略)				
備考 (略)				

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(総務部人事課)